

## 高松市監査委員告示第33号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年11月29日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

令和6年度

監査結果報告書（定期監査・行政監査）

監査対象局 健康福祉局



高松市監査委員

# 令和6年度定期監査・行政監査の結果について

## 1 監査基準への準拠

令和6年度の定期監査及び行政監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

定期監査：財務に関する事務の執行

行政監査：行政事務の執行

## 3 監査の対象

健康福祉局

## 4 監査の着眼点

令和5年度及び6年度の財務に関する事務の執行及び行政事務の執行が、法令等に基づき、適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組織及び運営の合理化等に努めているかなどを主眼として、監査を実施した。

※重点取組事項

### 1 市有施設への自動販売機の設置について

市有施設への自動販売機の設置について、主に次の点を検証した。

- (1) 自動販売機の設置の必要性を精査し、適切に設置されているか。
- (2) 設置事業者の選定や使用許可に係る事務処理が適正に行われているか。
- (3) 施設使用料や販売手数料等の収納事務が適正に行われているか。
- (4) 自動販売機の機能面に留意しているか。

### 2 附属機関等に係るホームページの掲載について

本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているかを検証した。

## 5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。（重点取組事項の実施状況は、12・13ページ参照）

## 6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局ほか
- (2) 実施日程 令和6年8月20日から11月5日まで

## 7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

所管課等		指摘	意見	合計
健康福祉局	健康福祉局	—	1	1
	障がい福祉課	2	—	2
	こども女性相談課	1	—	1
	こども家庭課	1	—	1
	こども保育教育課	2	1	3
合計		6	2	8

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

# 令和6年度定期監査・行政監査結果一覧

結果No.	区分	項目	公表文 該当ページ	所管課等
1	意見 <b>【重点】</b>	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について	P4	健康福祉局
2	指摘	助成金交付に係る適正な事務処理について	P5	
3	指摘	物品購入に係る適正な事務処理について	P6	
4	指摘	修繕工事の発注に係る適正な事務処理について	P7	
5	指摘	児童手当過払いに伴う返還金の徴収に係る適正な事務処理について	P8	
6	指摘	契約事務に係る入札書及び契約保証の適正な取扱いについて	P9	
7	指摘	行政文書に係る適正な代理決裁について	P10	
8	意見	業務委託に係る指名業者の選定について	P11	

※ **【重点】** . . . 「令和6年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したものの。

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等

令和6年度／健康福祉局

告示番号

高松市監査委員告示第33号

告示日

令和6年11月29日

所管課等

健康福祉局

区分

意見 **【重点】**

意見の項目

附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について

意見を付す理由

令和6年10月1日時点で健康福祉局内各所属が担当している附属機関等に係るホームページについて、同日現在の掲載内容を確認したところ、附属機関等ホームページ掲載マニュアルにおいて、必須項目とされている掲載内容がないものや、内容が更新されていないものなどが散見された。（計12課）

意見

附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。

根拠法令・通知等

附属機関等ホームページ掲載マニュアル

内容

2 掲載内容  
 (1) 附属機関等の概要  
 (2) 根拠規定  
 (3) 委員名簿  
 (4) 会議の開催結果  
 (5) 策定計画関係  
 (6) 分科会、専門部会関係  
 (7) 上記以外であって掲載が必要なもの  
 (1)～(4)は必須項目、(5)～(7)は任意項目

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

令和6年度／健康福祉局

告示番号

高松市監査委員告示第33号

告示日

令和6年11月29日

所管課等

障がい福祉課

区分

指摘

指摘の項目

助成金交付に係る適正な事務処理について

指摘する理由

合理的配慮の提供支援に係る助成金の交付について、交付対象等を示した要綱に基づき事務処理しているが、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。  
 (1) 要綱に規定する条項が設けられていないものの、当該条項の明記があるため、内容に整合性を欠いていた。  
 (2) 助成金の交付決定を受けた者から提出しなければならない実績報告書等提出書類について、他の者から提出された書類を受領していた。  
 (3) 実績報告書に添付された収支決算書の決算額に、一部誤りがあった。

指摘

要綱については、現状に即した内容とするよう、速やかに改正を行うとともに、助成金交付に当たっては、要綱に基づき、交付決定者から提出された届出書類等の内容の審査を厳格に行うよう、適切な審査体制を構築されたい。

根拠法令・通知等

高松市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

内容

(着手届及び完了届)  
 第9条 第7条第2項の規定による助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）であって、当該助成金に係る対象経費が工事施工費であるものは、当該決定に係る工事に着手したときは直ちに高松市合理的配慮の提供に係る工事着手届（様式第5号）を、当該工事を完了したときは直ちに高松市合理的配慮の提供に係る工事完了届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。  
 (実績報告)  
 第11条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、20日以内か年度の末日のいずれか早い日までに高松市合理的配慮の提供支援に係る助成金実績報告書（様式第14号）に、次の各号に掲げる対象経費の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。  
 (受領委任払い)  
 第14条  
 3 前項の委任状の提出があった場合においては、第7条第1項中「前条」とあるのは「前条及び第14条第2項」と、第9条第1号中「写し」とあるのは「写し（対象経費として本来領収すべき額、第14条第1項の規定により受領に関する権限の委任を受けた助成金の金額に相当する額及びこれらの額の差額に相当する額を領収した旨の記載のあるものに限る。）」とする。

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

令和6年度／健康福祉局

告示番号

高松市監査委員告示第33号

告示日

令和6年11月29日

所管課等

障がい福祉課

区分

指摘

指摘の項目

物品購入に係る適正な事務処理について

指摘する理由

発注簿等財務処理によるトナーカートリッジ及びドラムカートリッジの直接購入について、同一日に見積徴取を行い、同一日に同一業者に発注しているにもかかわらず、2回に分割しているもの、また、合理的な理由なく、複数回に分割して事務処理しているものが散見された。

指摘

物品購入については、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことなく、一括して発注するよう、適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等

高松市契約規則

内容

(契約事務担当員の厳守事項)  
第3条  
3 契約事務担当員は、当然に1回に契約すべきものを、事務上の負担の軽減等を目的に、施行令第167条の2第1項第1号、高松市会計規則別表第1中の発注簿等に係る規定その他の規定を適用し、2回以上に分割して取り扱ってはならない。

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

令和6年度／健康福祉局

告示番号

高松市監査委員告示第33号

告示日

令和6年11月29日

所管課等

こども女性相談課

区分

指摘

指摘の項目

修繕工事の発注に係る適正な事務処理について

指摘する理由

屋島ファミリーホーム母子室修繕工事について、各部屋の工事を1日以内に施工完了する必要があることを理由に、同種の修繕工事を、1件30万円以内の修繕工事に分割し、発注簿等財務処理により、同一業者と一者随意契約していた。

指摘

修繕工事の発注については、当然に1回に契約すべきものを分割して取り扱うことのないよう、所属内の審査体制を構築し、適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等

高松市契約規則

内容

(契約事務担当員の厳守事項)  
第3条  
3 契約事務担当員は、当然に1回に契約すべきものを、事務上の負担の軽減等を目的に、施行令第167条の2第1項第1号、高松市会計規則別表第1中の発注簿等に係る規定その他の規定を適用し、2回以上に分割して取り扱ってはならない。

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

令和6年度／健康福祉局

告示番号

高松市監査委員告示第33号

告示日

令和6年11月29日

所管課等

こども家庭課

区分

指摘

指摘の項目

児童手当過払いに伴う返還金の徴収に係る適正な事務処理について

指摘する理由

児童手当過払いに伴う返還金の徴収事務において、返還すべき者に対して、納入通知書を交付するに当たり、通知日から納期限まで相当の日数があるにもかかわらず、事前に当該通知書に主管課確認印を押印することにより、実質的に納期限が無いものとして交付していた。

指摘

児童手当過払いに伴う返還金の徴収事務については、納期限内の納付を前提とした納入通知書を交付するよう、適正な徴収事務手続を行われたい。

根拠法令・通知等

納入通知書（文書による納入の通知）における納期限の設定と主管課確認印の押印について

内容

【共通ルール】  
 ・事務の都合上、納期限がせまっている時期に納入通知書を交付する場合は、必要に応じて主管課確認印を押印してから交付してください。（地方税の滞納処分例によるものは除く）

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

令和6年度／健康福祉局

告示番号

高松市監査委員告示第33号

告示日

令和6年11月29日

所管課等

こども保育教育課

区分

指摘

指摘の項目

契約事務に係る入札書及び契約保証の適正な取扱いについて

指摘する理由

田井・大町地区幼保一体化施設整備に伴う埋蔵文化財発掘調査掘削業務委託に係る契約事務について、以下のとおり、不適切な事案が見受けられた。  
 (1) 入札書に代表者等の押印がない場合又は責任者等の氏名及び連絡先がない場合は、無効とすると規定しているにもかかわらず、いずれもない入札書を有効なものとして取り扱い、入札金額を表示した入札結果を市ホームページに公表していた。  
 (2) 履行期間延長の変更契約に係る契約保証について、契約保証期間が変更されていないため、保証が担保されていない。  
 また、契約金額の変更契約に係る契約保証金については、徴収を失念していたことから、会計管理者に対して顛末書を提出していた。

指摘

契約事務については、関係法令等に基づき適正に執行するとともに、契約保証金は、債務の履行を確保し、万一、契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合における損害賠償を予定するものであることを厳格に認識されるよう、所属内において契約事務の知識を深める研修を行うなど、適正な執行に向けた取組を実施されたい。

根拠法令・通知等

高松市契約規則

内容

(入札の無効)  
 第12条の4 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
 (7) 次のア又はイに掲げる入札書の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるもののいずれかが誤脱し、又は不明であるもの  
 ア 押印のある入札書 金額、入札者の氏名若しくは印影又は重要な文字  
 イ 押印のない入札書 金額、入札者の氏名、責任者の氏名、担当者の氏名、責任者若しくは担当者のいずれかの連絡先又は重要な文字

根拠法令・通知等

財務事務マニュアル

内容

9 変更契約  
 3 契約変更の事務フロー  
 (4) 契約変更決裁、変更契約の締結  
 ア 工期延長の場合  
 当初契約において保証を必要としない契約は、変更契約においても当然に契約保証を準備する必要はないが、当初契約時に契約保証を必要とした契約の一部については、工期を延長する変更契約にあわせ、契約保証の保証期間を延長する必要がある。  
 保証期間の延長が必要なもの  
 ・銀行等の金融機関の保証

# 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

令和6年度／健康福祉局

告示番号

高松市監査委員告示第33号

告示日

令和6年11月29日

所管課等

こども保育教育課

区分

指摘

指摘の項目

行政文書に係る適正な代理決裁について

指摘する理由

高松市事務決裁規程により専決権限を認められた課長が行う決裁事項について、課長が不在の場合には、課長補佐が代理決裁するものと規定されているにもかかわらず、権限を有しない室長が代理決裁を行った事案が散見された。

指摘

決裁については、高松市事務決裁規程に基づき、代理決裁を含め、決裁権者が最終的な意思決定を行うとともに、管理職員を含め、職員が前例踏襲することなく、規則等遵守の徹底を図るため、所属内において文書法制事務に関する研修を実施するなど、適正な事務の執行に向けた取組を実施されたい。

根拠法令・通知等

高松市事務決裁規程

内容

(専決者の代理決裁)  
第11条 専決者が不在のときは、別に定めがあるもののほか、次の表の左欄に掲げる専決者の区分に従い、同表の右欄に掲げる代理決裁者が、その順位により代理決裁する。

専決者	代理決裁者	
	第1順位	第2順位
課長	課長補佐	主管係長

根拠法令・通知等

文書法制事務の手引

内容

第4節 決裁、回議、合議及び審査

1 決裁

(2) 専決及び代決

専決とは、市長の権限に属する事務を高松市事務決裁規程により専決権限を認められた者が、その範囲内で常時市長に代わって決裁することをいう。

また、代決(代理決裁)とは、市長又は専決者が不在のとき、所定の者が一時これらの者に代わって決裁することをいう。専決及び代決は、本来市長が決裁すべき事項を内部的に代わって決裁するにすぎず、対外的には全て市長が行ったものと同じ効力を有する。なお、代決した事案のうち、重要又は異例なものについては、後関の措置が必要である。

(注) 主幹又は室長が置かれている課であっても、課長の代理決裁者は課長補佐とする。

## 定期監査・行政監査結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

令和6年度／健康福祉局

告 示 番 号

高松市監査委員告示第33号

告 示 日

令和6年11月29日

所 管 課 等

こども保育教育課

区 分

意 見

意 見 の 項 目

業務委託に係る指名業者の選定について

意見を付す理由

塩江こども園プールろ過機点検業務委託の見積徴取について、平成30年度以降、7年度に渡り継続的に参加を辞退している複数業者を指名業者に選定しており、結果として、2者の競争見積により、継続して同じ業者と契約していた。

意 見

見積徴取の実施に当たっては、指名した複数業者が長期間において、継続的に参加を辞退している現状を踏まえ、辞退の理由を調査するなど、安易に前例踏襲による選定を行うことなく、適正な競争性や公平性が確保されるよう、指名業者の見直しを検討されたい。

# 行政監査（重点取組事項）の実施状況

## テーマ1

### 市有施設への自動販売機の設置について

#### ○設置状況について

対象局	台数（台）	内訳
健康福祉局	8	ふれあい福祉センター勝賀1台 香南ふれあい館1台 こども未来館（たかまつミライエ）3台 保健所1台 庵治ほっとびあん1台 保健センター1台

#### ○事業者の選定について

選定方法	台数（台）	内訳	
本市の公募によるもの	4		
本市の公募以外によるもの	4	福利厚生団体	3
		指定管理者	1

#### ○行政財産の使用許可及び使用料の状況について

使用許可	台数（台）	使用料	台数（台）	
あり	8	(内訳)	減免あり	3
			減免なし	5
なし	0			

#### ○電気使用料の状況について

電気使用料	台数（台）
収納あり	8
収納なし	0

#### ○販売手数料の状況について

販売手数料	台数（台）	内訳
本市に収納あり	4	
本市に収納なし	4	福利厚生団体3台、指定管理者1台

#### ○自動販売機の付加機能について（本市が公募しているもの・複数の付加機能あり）

付加機能	台数（台）
キャッシュレス	1
省エネルギー型	4
二酸化炭素排出権購入機能付き	1

# 行政監査（重点取組事項）の実施状況

## テーマ2

### 附属機関等に係るホームページの掲載について

○附属機関等の設置状況について（令和6年10月1日現在）

対象局（該当課数）	附属機関数	類似機関数	合計
健康福祉局（13）	13	16	29

※附属機関・・・ 地方公共団体が、法律や条例の定めるところにより、その事務の執行に必要な調停、審査、審議、諮問、調査等を行うため、設置するもの。

※類似機関・・・ 附属機関に類似したもので、規則、規程、要綱等に基づき、市民の意見を本市の行政に反映させることを主な目的として、設置するもの。

## < 参考 >

### 令和6年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

#### 2 令和6年度の重点取組事項

##### （1）市有施設への自動販売機の設置について

本市の市有施設には、利用者の利便性の向上や施設の有効利用を目的として、多くの自動販売機が設置されており、市有施設に自動販売機を設置する場合は、原則として公募により設置業者を選定し、行政財産の使用許可のほか、施設使用料や販売手数料等の収納事務など、付随した事務を行っている。

また、最近では、環境に配慮したものや、災害時に飲料を無料で提供できる災害対応自動販売機なども導入されている。

そこで、災害時における自動販売機の二次的機能も含め、設置業者の選定や使用許可に係る事務処理等が適正に行われているのか、また、自動販売機の設置により、市有施設が有効活用され、市民サービスの向上に資しているのかという観点から、監査を実施する。

##### （2）附属機関等に係るホームページの掲載について

附属機関等の設置、運営に当たっては、「高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱」等に基づき、委員の委嘱、運営及び会議を開催するほか、会議の開催結果等を本市ホームページに掲載することになっているが、5年度の定期監査において、監査対象局のホームページを確認したところ、必須項目である掲載内容等に不備のあるものが散見された。

そこで、6年度においても、引き続き、本市ホームページにおいて、附属機関等の情報が適切に更新され、正確な情報が提供されているのかという観点から、監査を実施する。